

## 岩附メソッド・ビムラー式矯正研究会参加合意内容 (Rev.250326)

合意書(別紙)の申込者(以下「甲」という)と受託者(以下「乙」という)は、乙が運営する 岩附メソッド・ビムラー式矯正研究会(以下本件事業という)に甲が参画することに関し、次の通り合意する。

(合意の主旨)

第1条 甲と乙は、甲が乙の運営する本件事業に参画し、矯正を必要とする患者に対し高品質な矯正を適正な価格と適正な支援体制で提供することを目的として、乙とともに活動することに合意する。

- 1 甲は乙や他の歯科医師とともに患者の矯正(本件事業)に関わるデータを共有する。
- 2 甲は第4条の会則を守って患者の矯正治療にあたる。
- 3 乙は甲が本件事業に基づく治療をするのに必要な支援を行う。
- 4 乙は甲や他の歯科医から集められたデータをサーバー上に管理し共有する。
- 5 甲は乙に本会の会費として、第3条に定められた会費を毎月支払う。

(合意期間及び解除)

第2条 本合意の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とする。

2 本合意は、合意満了日の2ヶ月前までに甲乙いずれから合意を延長しない旨の申し出がないときは、1年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

3 次に該当するときは、乙は催告をせず本合意を即時解除できる。

- 1 甲の任務に故意又は重大な過失があるとき。
- 2 甲が本契約に定める会費の支払いをしないとき。
- 3 甲が本契約に定める条項を遵守しないとき。
- 4 破産等により甲の正常な営業継続が不能となったとき。

4 次に該当するときは、甲は催告をせず本合意を即時解除できる。

- 1 乙の任務に故意又は重大な過失があるとき。
- 2 乙が本件任務の遂行に必要な資料を甲に開示しないため、本件任務の遂行に支障を来すとき。
- 3 破産等により乙の正常な営業継続が不能となったとき。

5 本合意が解除された場合は、甲乙は速やかに従前の状態に戻す対応をとる

(会費及び支払)

第3条 会費

甲は乙に対し本会維持のための会費を支払う。

本件任務の範囲が拡大又は縮小したときは、会費と支払い時期は契約期間内の中途であっても甲乙協議のうえ変更できる。

2 会費は、乙が指定するオンライン決済により自動的に引き落とされる。甲はそれにカード情報を登録する。この会費は本件事業のインフラを維持するための最低限の費用なので、いかなる理由があっても返却はされない。

3 この費用には乙が独自の判断で必要と考え、管理するサーバーやデータベース、ツール類の維持費用を含む。

4 退会(引き落としの停止)は翌月扱いとなる。

(会則)

第4条 甲は本件事業の会則(下記の1から8項)を順守する。

- 1 子どもたちの予防矯正、大人の Airway 改善のための MUH/Bimler 等の FA(矯正器具)を使った矯正を推進する。
- 2 それに関して患者に請求する費用は乙と合意した費用とする。  
(本合意開始時は15万円＋税／年とする。)  
そのフェーズの費用には、FA(矯正器具)の製作費と経過観察のための診断費を含む(1年間以内)。1年経過後又は1年以内でも、次の治療フェーズに移るべきと判断され患者と合意できた場合はその時点でそのフェーズは終了となり、次のフェーズの実施内容は患者および乙と相談の上決定する。
- 3 上記以外治療法についても患者への請求は1年単位で行うこととし、その費用は35万円／年未満(税別)を目安とする。(患者が転居した場合の返金トラブルを最小限にするため)
- 4 乙の提供するサーバーに甲のアカウントが作成されるので、本件事業の患者データをデータベースに登録する。  
(本件事業に関わる矯正の資料<パララマ・セファロ・歯列模型のコピー  
またはデジタルデータ・写真)を共有フォルダーないしデータベースに登録する)
- 4 毎月の会費を乙指定の方法で支払う(カードでのサブスクによる自動引き落とし)。
- 5 作成した教材があれば乙経由で共有データベースに登録する。
- 6 本件事業とそこから派生する患者の治療(次のフェーズ)に使う FA(矯正器具)は必ず乙に監修を依頼し乙に発注する。
- 7 自医院の Web 等に本件事業を行っていることを表記する。
- 8 月一回の報告会に可能な範囲で参加する。

(秘密情報、知財権の扱い:患者データ含む)

第5条 甲は乙から提供された本件事業にかかわる機密情報について、本件事業以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。

2 機密情報とは、有形無形を問わず、本合意に関連して乙から甲へ供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 授受される前に既に公知である情報
- 2 授受される前に既に自己の所有に属しているもので、かかる事実を自ら立証できる情報
- 3 授受後、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報
- 4 正当な第三者から守秘義務及び使用制限を受けることなく知得したもので、かかる事実を自ら立証できる情報

3 甲は秘密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとする。

4 貸与された資料、機器等が不要となったとき、本契約が解除されたとき、又は乙からの要請があったときは、甲は貸与された資料、機器等を速やかに乙に返却するものとする。

5 本件業務により生じるすべての知財権(既存、新規を問わず)は乙に帰属する。

6 本条の規定は、本契約終了後も3年間は有効に存続する。

(競業禁止義務)

第6条 甲は、乙の承諾を得ることなく、本契約期間中に乙が指定する乙の競業企業及び乙の競業企業であることが当然に認識できる企業に本件事業と同一の任務を提供してはならない。

(報告義務)

第7条 甲は、乙の請求があるときは、口頭又は書面にて、遅滞なく本件事業の進捗状況を報告しなければならない。

2 甲は、本件事業の遂行に支障を生じるおそれのある事実の発生を知ったときは、その事実を直ちに乙に報告し、今後の対応方針について協議を行わなければならない。

(研究会表記・名称等)

第 8 条 甲乙は、甲乙のパンフレット、Web 等の広報物には甲の代表者が本件事業の推進者であること、乙が本件事業を行っていることを表記することができるものとする。

2 乙は、乙の社内及び社外において、甲を当該地位の名称として「当会会員」と呼称・表記するものとする。名称は、契約期間中において、双方の合意により変更することができるものとする。

(合意管轄)

第 9 条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の本社所在他を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議事項)

第 10 条 本契約に定めなき事項又は解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

以上、本合意の成立を証するため、合意書を作成する。